

認知症との共生社会の実現を目指した支援措置について

関 東 部 会 提 出

2040年には65歳以上の高齢者の46.3%が認知症となる可能性があると言われています。令和5年6月14日には、認知症の方が尊厳を保持しつつ、希望をもって暮らすことができるよう認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し同日公布されました。

誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも重症化を予防しつつ、持てる力を活かしながら、周囲や地域の理解と協力のもと、本人が希望をもって地域の中で自分らしく暮らし続けることができる共生社会実現のため、下記事項について要望します。

記

地方自治体における市町村認知症施策推進計画の策定において、総合的かつ持続的な計画の策定を可能とする専門人材の派遣及び各自治体が主体的に実効性の高い施策を展開するための自由度の高い財政支援を実施すること。